

県営国民宿舎高千穂荘レストラン及び3階客室照明設備修繕特記仕様書

第1 目的

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）が発注する県営国民宿舎高千穂荘レストラン及び3階客室照明設備修繕（以下「修繕業務」という。）に適用する。

第2 概要

修繕業務は、県営国民宿舎高千穂荘レストラン及び3階客室の照明設備の修繕を行う業務である。

第3 改修業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

第4 履行場所

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井1037-4

第5 修繕仕様

特記仕様及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版による。

第6 機器仕様

別紙積算書のとおり

第7 成果品と納品方法

業務完了時には、業務完了報告書、完成写真、納入仕様書、保証書等の成果品を提出すること。

第8 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、次の関係機関と協議・連絡を図ること。
 - ・ 県観光推進課観光戦略担当
 - ・ 県営国民宿舎高千穂荘支配人又は施設管理担当責任者
- (2) 県営国民宿舎高千穂荘の営業や利用者への影響を考慮し、原則として午前10時から午後3時までの間に修繕を実施すること。
- (3) 改修に際し発生する廃材等については、関係法令に従い適切に処分すること。
- (4) 仕様書の内容に疑義が生じた時又は本仕様書に記載のない事項については、甲との協議により決定する。

第9 完了検査

完了検査については、別途指示するところにより立ち会いを行うこと。